

五五

輯六第 書叢題問村農

農 村 人 口 問 題

373-633



1200501450543

著 三 貞 田 戶

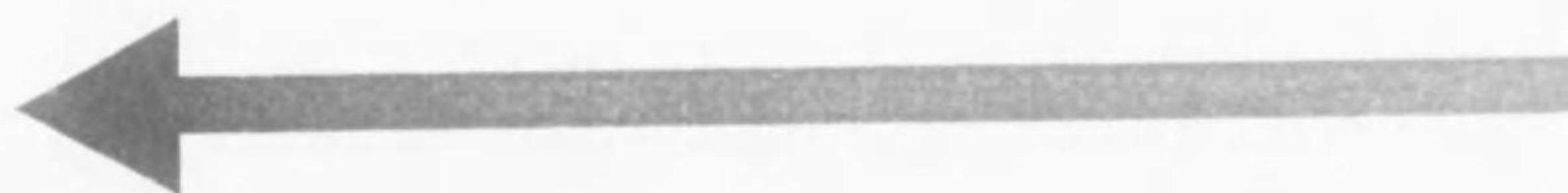


錢 十 金 價 定

編 團 年 青 合 聯 本 日 大



始



農 村 人 口 問 題

— 著 三 貞 田 戶 —



大 日 本 聯 合 會 編



戸田先生は東京帝國大學文學部の教授として社會學の講座を擔當せられてをります。農村社會の社會學的研究については、わが國の最大の權威者であります。

「家族の研究」「社會學講義」等の著書があります。

373-6

本書は左の諸問題に關し諸君に

明快なる解答を與へるであらう

- 1 農村に於ける人口問題を考察する場合に、その最も大切なる基礎的資料となるものは何々か
- 2 農村に於ける出生率が都市に於ける出生率よりも大なる理由は何々か
- 3 而もその反面に農村に於ける人口増加が都市に於けるそれよりも著しく小なる理由は何か
- 4 農村より都市に移動する人口の性、年齢、體力、智能等に於ける特徴は何か
- 5 又それは農村自體にとつて何を意味するか
- 6 我が農村に於ける二三男問題の行方は何如

序

- 本書は大日本聯合青年團主催の下に、昭和六年六月より昭和七年三月までの十箇月に亘つて、開催された農村問題研究会に於ける戸田先生の研究御發表の結果を要約したものであります。
- 農村問題に關する名著が、大小とりまぜ、撰擇に困るほど澤山ある中に、敢てこの小著を青年諸君の前におくる所以は、農村問題なるものゝ正しい真相を、最も卒直に、最も簡明に、最も安價に、諸君に知らしめたいがためであります。
- 殊に農村に於ける人口の問題は、あらゆる農村問題の根底に横はる、最も重要な問題であります。
- 明日の農村を背負つて立つべき青年諸君が自分等の立つてゐる農村について、正しい十分な智識とそれから生れるつよい信念をもつことは望ましいことでもあります。

昭和八年五月十日

編者識

農村人口問題目次

第一節 農村人口問題……………一頁

第二節 農村に於ける出生と死亡……………一

1 出生……………二

 一 出生の増加……………二

 有配婦人数の大—婚姻年齢の小……………九

 二 出生の阻害……………九

 獨身婦人の増加—墮胎、洗子、死産、避妊……………九

 三 貧富と出生率……………二

2 死亡……………二

 一 年齢別死亡率……………三

 二 死亡防止の方法……………一七

 三 殺兒の傾向……………一七

第三節 農村に於ける人口移動……………一八

1 農村の排他性—來住の防止……………一九

2 過剩人口の轉業及び往住……………三三

第四節 農村人口構成……………三一

3 往住者の性、年齢、體力、智能……………三四

4 農業技術の發達及び農耕地の廣狹と往住……………三六

5 相續制度と往住……………三七

6 農村の都市化と往住……………三八

7 往住の段階……………三九

第四節 農村人口構成……………三一

1 性別、年齢別、有配無配別人口……………三一

2 職業別人口……………三四

 一 職業別人口……………三四

 二 經營の大小竝に種類による農業戸數……………三六

3 定住、來住別人口……………三九

4 體力の強弱別人口……………四一

5 教育程度別人口……………四三

第五節 二三男の保護……………四五

1 出生順位と農業經營……………四五

2 農村に於て二三男に與へられ得べき業務……………四六

3 二三男の希望職業とその充足方法……………四八

農村人口問題

戸田貞三

第一節 農村人口問題

人口と生活水準の問題とは互に相関連して來る問題であるが、これを同時に併せ論ずる時は可なり複雑なものとなるから、こゝには人口問題のみを取扱ふことにした。

農村人口問題考察の基礎的資料は、(一)農村に於ける出生と死亡、(二)農村に於ける人口移動、(三)農村人口構成、の三方面の事實を研究する事によつて、可なり十分に得られるものと思ふ。

第二節 農村に於ける出生と死亡

1 出生

一 出生の増加

わが國に於ける從來の傾向としては子供の生れる率が諸外國に比して高く、更に我國内に於て都市と農村を比較すると、都市に於ける出生率よりも農村に於ける割合の方が大である。これを數字について見れば昭和四年に於ける出生率は全國平均にて人口一、〇〇〇人に付三三・〇〇であるが、六大都市に於ては、その數は東京一〇・五九、大阪二四・九七、京都二五・一〇、神戸二五・二〇、名古屋三一・二六、横濱三一・八九となつてゐる。又主として農村からなる府縣の出生率に就いて觀ると、岩手縣三九・八八、秋田縣三九・四三、宮崎縣三五・三六となつて居り、大都市に比してその出生率が可なり高い事を示して居る。この様に農村地方の出生率が高いのは必ずしも昭和四年に限つたことではなく、毎年の人口動態統計の示す所であるが、それは如何なる理由によるのであらうか。一般的に考へると、出生率の大率は(1)事實婚による有配婦人數の大小に正比し、(2)事實婚による婦人の婚姻年齢の高低に反比し、(3)出生に對する人為的制限の有無に反比するやうである。

先づ最初に事實婚による有配婦人數を觀るに、わが國の女子總數に就いていへば、大正九年第一回國勢調査の結果は女子人口一、〇〇〇に對する有配婦人數は四〇二・七となつて居り、更にその内四十四歳以下、即ち産兒可能年齢期にある婦人數は二八七となつてゐる。今これ等有配婦人數の割合を、比較的農村人口の多い地方、即ち東北、北陸、山陰、九州及び四國の南部地方と、大都市とに就いて觀ると次の如くなつて居る。

有配婦人數の婦人數に對する割合

有配婦人數	婦人千中	婦人千中四四歳以下の有配婦人數	女子百に對する男子數	
			市	郡
青森縣	四一五	三一七	九九・八	一〇一・九
岩手縣	四四〇	三二〇	九七・八	九九・三
秋田縣	四二〇	三一六	一〇六・五	一〇一・八
山形縣	三九七	二八七	九七・九	九七・五
宮城縣	四〇四	二九六	一一〇・八	一〇〇・七
福島縣	四〇七	二九二	一〇三・七	九七・四
新潟縣	三九四	二七四	九六・六	九六・三
富山縣	四〇五	三〇二	九三・〇	九六・五
石川縣	三九四	二八三	九五・〇	九五・三
福井縣	三九九	二八〇	九五・〇	九五・九
鳥根縣	四二五	二七九	八九・一	九六・六
島根縣	四五〇	二九七	九八・三	九八・七
大分縣	四二一	二八三	一〇五・五	九六・二

宮崎縣	四二五	二九四	一〇〇・七
鹿兒島縣	三七二	二五八	九三・〇
高知縣	四四〇	二九二	九八・三
東京市	三九三	三一三 (東京府)	一〇五・四
大阪市	四一五	三三〇 (大阪府)	一〇一・〇
京都市	三六八	二八三 (京都府)	一〇一・九
神戸市	四三六	三五六 (兵庫縣)	一〇一・一
名古屋市	三九二	三〇五 (愛知縣)	九六・六
横濱市	四二二	三三五 (神奈川縣)	一〇二・二
		(福岡縣)	一〇二・〇
		一一三・三	

有配婦人の割合は概していへば農村地方に比較的多いやうであるが、併し右の表にある如く出生率に大關係ある四十四歳以下の有配婦人の割合は、農村地方に於けるよりも大都市の方面に多いやうになつて居る。これ故に産兒可能の有配婦人の割合のみから觀れば、わが國では都市の方が農村地方より出生率大とならなくてはならぬ。併し事實はこれに反して居る。これはどういふ理由か。これに就いては都市人の産兒制限といふことも考慮して觀なくてはならぬが、それは後に述べることとして、先づこゝでは都市と農村とに於ける男女数の割合を考へて見なくてはならぬ。

前表下段に示された如く、郡部では概して女子数が男子数よりも多いのに對して、都市殊に近代都市の多い所では、女子数が男子数に比して可なり不足して居る。この傾向の最も甚だしいのは北九州の諸都市で、例へば八幡市の如きは一五歳以上六〇歳未満の女子一〇〇に對し男子一四五、門司市ではこれが一三四となつて居る。即ち著しく男子数の超過女子数の不足を告げて居る。かくの如き女子数の不足した所では婦人適應年齢にある婦人は有配婦人となり易く、従つて婦人總數に就いて見れば産兒可能年齢にある有配婦人の割合も大となるものと考へられる。これに反して農村地方では婦人数の過剰を見るが故に右と反對の數字があらはれるものと考へられる。これ故に婦人数のみを規準とした有配婦人の割合が大であるからとて出生率も亦同様に大でなくてはならぬとはいへない。何故ならば出生率は男女合計人口を規準として見た産兒數であるからである。

この様に考へて見ると農村地方では有配婦人の割合は都市よりも比較的少いが、女子数が比較的多い故男女合計人口に對する産兒數の割合は都市に於けるよりは比較的大なる數となつてあらはれ得るといはれる。

次に婚姻年齢と出生との關係に就いての内閣統計局の報告及び私が先年東京帝大の學生の母(約千二百名)に就いて調査したところによると、有配婦人中二十歳乃至二十二歳迄の者が最も多く子を産んで居る。即ち二十、二十一、二十二歳位の有配婦人は一箇年一人平均に産む子供の数が、それ以上の年齢の婦人よりは多くなつて居る。而して又この年齢期に婚姻した人、即ちこの年齢期を有配婦人として通過した人が、一生涯を通じて、一般的には、最も多産的である。この事實から考へると早婚の地方には多くの産兒を持ち易き年齢期の有配婦人が多いのであるから、出生率は大となり、然らざる所では小となる理由である。然らばわが國の農村地方と都市とに於て婦人の初婚年齢に如何なる差があるであらうか。統計時報(三十三號)の報告によると次表の如くなつて居る。

府縣別婦人の初婚年齢比較表(昭和四年度)

青森縣	二〇・四	宮城縣	二二・二	石川縣	二一・九
岩手縣	二〇・八	福島縣	二三・〇	福井縣	二一・八
秋田縣	二〇・九	新潟縣	二二・六	鳥取縣	二二・七
山形縣	二二・四	富山縣	二一・二	島根縣	二三・〇
大分縣	二二・九	東京市	二四・九	名古屋市	二四・〇
宮崎縣	二三・六	大阪市	二五・〇	横浜市	二四・二
鹿兒島縣	二四・四	神戸市	二四・五		
高知縣	二二・八	広島市	二四・八		

右の表は戸籍公簿に基く調査報告によつて算出せられたものであるから、必ずしも事實上の初婚年齢とは一致しない。事實上の婚姻年齢は戸籍上の婚姻年齢よりは低く、大體に於ては一箇年位は事實婚が戸籍婚に先立つて居ると考へられる。従つて右の表の初婚年齢は更に低いものと見なくてはならぬ。併しこの事實婚が戸籍婚に先つ年月数は都市と農村と何れが多いかといふことに關してはこれを推算する資料を見出し得ないが故に、こゝには何れに於ても略ぼ等しき程度に先つものと假定して置きたい。この様な假定を許して置いて、前の表を見ると、青森縣を始め東北の北部には最も早婚なる婦人多く、九州及び四國の南部は比較的婚期が遅れて居り、大都市にては多産年齢期を少しく経過した有配婦人が多いことが推定せられ得る。

この様に推定して見るとわが國の農村地方に比較的出生率高く、大都市にそれが低い所以が略ぼ明瞭になるのではないかと考へられる。都市では産兒可能年齢期の有配婦人が比較的多いにも

かゝはらず、出生率の低いのは人為的制限の有ることとも考へられるが、尙これよりも、多産年齢期の有配婦人が少い故出生率小となり、農村ではその婦人が多い故出生率大となるものと思はれる。

徳川時代には婚姻年齢は一般には現在より遙に低かつたやうである。従つて出生率は高かつたに相違ない。出生率の高いにもかゝはらず人口が固定して居たのは殺兒と育兒方法の不完全とに基いたものと思はれる。殺兒とか育兒方法の不備とかいふが如き原始的方法によらず、出生数を少くする爲には（人口制限の可否は暫く別問題として）婦人の初婚年齢を高めることが最も有効である。

出生増加の主要條件としては上述の如き、産兒可能年齢期にある有配婦人の數の大なること、婦人の婚姻年齢の低いこと、が擧げられ得るが、尙この外に出生禮讚の傾向がこの増加を促す有力なる條件となると考へられる。出生禮讚は必ずしも農村にのみ見られる傾向ではないが、傳統を重んずることの強い農村ではこの傳統を繼承すべき次世代の者が早く産れ出ることを望み、又量の増大は祝福に價すとの觀念を出生にも結びつけて、概して出生を喜び祝ふ傾向を示して居る。この出生を祝福する傾向は積極的に出生増加を惹起し易いのみならず、又消極的に出生

制限の傾向の侵入を防止し易い。出生の如きは主として生理的條件に左右されるものと觀られて居るが、人々が出生に就いて如何なる態度を取るかと、又その大小を規定する上に可なり大なる關係を持つて居るものと思はれる。歐米に於ても亦わが國に於ても、近代都市には出生制限の傾向があらはれつゝあるのに、農村にこの事が比較的少いのは、出生を讚美する風が都市人によりも農村人に一層濃厚であることがその一因であるやうに考へられる。

二 出生の阻害

次に出生を阻害する條件としては種々のものが考へられるが、第一に注意すべきは獨身婦人の増加である。獨身婦人の數の大小は婚姻年齢と直接關係はないが、併し晩婚の傾向が助長されるならば、婚期を失した婦人があらはれ易くなり、その結果獨身婦人が増加し、出生率は次第に低下するやうになる。

わが國に於ては山陰地方の諸縣及び南九州殊に鹿兒島地方等は農村の比較的多い地方でありながら婦人の初婚年齢は他の府縣に比して高い。従つてこれ等の地方には他の農村地方に於けるよりも概して産兒可能年齢期にある有配婦人數少く、又出生率も比較的少い。わが國に於ける晩婚の傾向は歐洲戦後次第に強まり、男子の就職難に伴ふて都市では婦人の婚期が次第に遅れつゝあるが、この傾向は最近農村にも擴まり、何れの地方を取つて觀ても、過去數年來婦人の初婚年

齡は次第に高まりつゝある。この傾向が次第に強まれば産兒可能年齢期にある者にして獨身の者が次第に増加し、出生率は従つて次第に低下するものと考へられる。

今一つ出生阻止の條件として數へられるものは、墮胎、洗子、死産等である。わが國は死産の數が甚だ多いので有名であるが、ある特別の村落地方に特殊の調査を行つた結果に就いて觀るとこれ等の地方には死産が非常に多いことが知れる。これ等の中には徳川時代からの慣行にかゝる人工的なものがあるのではないかと思はせられる。最近警察の取締が嚴重であるから次第に少くなりつゝあるが、死産は比較的農村に多い。勿論死産は人爲作用にばかりよるのではなく、農村等では産婦の保護施設が不充分である爲、その爲に都市に於けるよりも多く死産があるであらうと考へられるが、併しある農村地方で特に死産が多いといふ事實があるとするならば、これは産婦保護の不充分といふことばかりに基くものではないと考へられ易い。徳川時代に於ても墮胎殺兒禁止の法令は都市よりも農村の方に多く出てゐるやうである。かくの如き意味による死産のあることは出生禮讚の傾向と矛盾すると思はれるが、これは現在のところ特別の地方にある丈で、一般的には人工的作用による死産は少く農村には自然出生を喜ぶ傾向が概して強いつと思はれる。尙避妊も出生を阻害する有力なる條件である。避妊は最近次第にわが國に擴まりつゝあるやう

にいはいはれ、殊にこれは大都市に多く行はれてゐるやうに考へられて居るが、それがどの程度進行はれてゐるかは明でない。殊にこれが農村に何程行はれて居るかは、殆んど知る由がない。各地方について同一年齡の有配婦人を取り、これ等の有配婦人よりの出生率を求め、これを年代毎に比較したならば、避妊の傾向の有無並びに大小を稍々明にし得ると考へられるが、今は左様な調査が何處にも行はれて居らぬ。

三 貧富と出生率

貧富と出生率といふことは可成り問題となつて研究されてゐるが、わが國に於てはこれに對する調査資料が至つて少く、私の知つてゐる限りではたゞ高田保馬博士が大阪の一部分に於ける調査報告に基いて研究したもの、東京帝大社會學科の卒業生等が新潟、東京、山口の三箇所で行つた實地調査の結果がある丈である。私の方の卒業生の調査の結果について見ると貧富と出生率とは未だ著しい關係があることを示して居らぬ。今後はいざ知らず、今迄の所ではわが國では兩者の間に直接の關係はないやうに見える。新潟、東京、山口等の調査によると概して富の程度の高い家族に於て出生率高く、その低い家族に於て出生率低くなつて居る。この事實から見ると、出生率は富の程度の高下に正比するかのやうに考へられ易いが、併しこれ等富の程度の高い家族に於ては妻の婚姻年齢が比較的低い故出生率が

高くなつて居るのであり、富の程度が直接出生率に重大なる影響を及ぼして居るのではない。富の程度の低い家族中から婚姻年齢の低い妻丈を取り出してその出生率を調査すると、その出生率は富者一般に觀られる出生率に接近し、又富の程度の高い家族中から婚姻年齢の高い妻丈を取り出してその出生率を調べるとそれは低くなつて居るのを見る。それ故に、これ等の調査の結果から觀ると、婚姻年齢は出生率に重大なる關係を持つて居ると觀られ得るが、貧富自身は直接それ關係を持つものでないと考へられる。外國で調査されたものによると富者に出生率は低く、貧者にそれは高いといはれて居る。即ち貧乏人の子澤山といふことが裏書せられて居るが、併し我國には之を裏書するやうな事實はない。殊に農村等に於ては富者に子供少く、貧者にこれが多しといふ事實はなく、之れは全く婚姻年齢の高低に逆比例して居る。我國に於ても避妊の傾向が擴まり。それが無産者間に於けるよりも先づ有産者間に擴まるやうになれば、外國の例の如く出生率は富者に低く、貧者に高くなるのではないかと思はれるが、今のところではその事實はない。従つて富の程度と出生率といふ問題は今後に於て現はれて來ると思ふ。而して之れが農村にもあらはれて來るならば、それは農村に避妊の傾向が侵入した一證據と見ることが出来る。

2 死 亡

一年齡別死亡率

死亡を論ずるには先づその國の生命表を作らねばならぬのであるが、私の研究室では未だ出來てゐない。之れ故に農村人の生命表を都市人の之れと比較して見ることもこゝには出來ない。

一般に出生率の高いところに死亡率も亦高いと言ひ得るのであつて、わが國に於ても東北地方は出生率も高いが死亡率も亦高い。死亡の大部分を占めるものは二十歳以下の死亡であつて、わが國に於ては全國的にはこの年齢の死亡者は總死亡數一、〇〇〇に對して約四六〇であるのに、青森、岩手、秋田等の如き出生率の高い所では何れも五〇〇以上となり、青森縣の如きは五七〇となつてゐる。而して二十歳以下の死亡の中で更に多いのは一歳以下の乳兒死亡である。青森、秋田、富山、石川、福井等の諸縣はわが國で最も乳兒死亡率の多い地方である。

岩手縣	青森縣	北海道	宮城縣	秋田縣	山形縣	福島縣	茨城縣	栃木縣	群馬縣	埼玉縣	東京府	神奈川縣	新潟縣
一四・二	一四・三	一四・三	一四・二	一四・二	一四・二	一三・七	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二
一五・五	一五・三	一五・三	一五・五	一五・三	一五・三	一五・七	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二

府縣別乳兒死亡(出生百ニ付)(昭和四年)

本表は帝國統計年鑑による。

總數	昭和四年	昭和三年	昭和四年	昭和三年
一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇	一〇〇〇・〇	二六・六	二六・七
三七〇・九	三七〇・九	三七〇・九	三〇・八	三二・〇
二八・六	二八・六	二七・〇	三八・五	三八・七
一八・一	一八・一	一八・一	四〇・九	四〇・二
四二・八	四二・八	四二・六	一〇四・四	一〇五・四
四二・〇	四二・〇	四一・五	一一八・八	一一九・八
三二・六	三二・六	三三・〇	五〇・〇	四八・三
二六・六	二六・六	二六・八	三・六	三・五
二四・八	二四・八	二五・三	〇・〇	〇・〇
九〇歲以上	九〇歲以上	九〇歲以上	〇・〇	〇・〇
年 齡 不 詳	年 齡 不 詳	年 齡 不 詳	〇・〇	〇・〇

死亡者年齢別(千分比)

全 國	北 海 道	青 森 縣	岩 手 縣	宮 城 縣	秋 田 縣	山 形 縣	福 島 縣	茨 城 縣	栃 木 縣	群 馬 縣	埼 玉 縣	千 葉 縣	東 京 府	神 奈 川 縣	新 潟 縣
出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生
三三・〇〇	三八・二一	四二・二五	五九・八八	三八・八六	三九・四三	三七・二〇	三六・二六	三四・九七	三五・五九	三四・一八	三三・八三	三三・一一	二八・七〇	三三・〇四	三五・八二
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡
二〇・四	一九・三一	二三・五三	二〇・八七	一九・四八	二三・五三	二二・四四	一九・六六	三〇・六三	一九・二二	一九・四五	二一・六一	二二・三三	一九・八九	一九・四八	二三・〇九
出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生
三六・五五	三三・〇六	三四・八三	三四・四六	三三・二二	三三・二七	三三・六二	三三・三三	三四・二一	三〇・九八	二八・〇七	二六・五七	二九・九七	二九・八八	二九・六九	三一・三四
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡
二四・六三	二六・四三	二六・一四	一八・三三	一七・九四	二〇・六五	一八・七四	二〇・〇三	二〇・四七	二二・七三	一九・〇六	一八・三三	一九・六六	二〇・六六	一八・二九	二〇・六六
出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生	出生
三一・五九	三〇・五九	三一・四三	二九・五一	三四・九五	三四・六一	三三・八四	三一・三六	三三・〇九	三四・三八	三三・七三	三二・二四	三三・一六	三三・三六	三三・五八	二八・〇四
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡
二四・七二	二〇・五九	一八・九八	二〇・二五	二一・六三	二一・二八	一九・六四	二〇・六七	二二・〇七	二二・三四	一九・七三	一九・五九	二二・四四	一九・〇九	一七・八八	一八・六六

府縣別出生及死亡率(人口千ニ付)(昭和四年)

愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川県	東京都	千葉県
一四・八	一一・二	一三・四	一一・〇	一一・〇	一八・九	二〇・二	一九・六	一五・〇	一三・四	一三・〇	一六・九
山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥根縣	鳥取縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣
一一・八	一一・四	一四・二	一五・五	一三・八	一三・二	一六・八	一四・六	一六・三	一四・四	一五・一	一四・九
沖繩縣	鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	熊本縣	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	徳島縣
七・三	九・六	一・七	一四・二	一・二	一・二	二・三	五・三	四・七	四・七	一・九	四・三
											一三・〇

本表は帝國統計年鑑による。

二 死亡防止の方法

わが國に於ては乳幼児及び十八歳より二十五歳までの者の死亡率が高い。従つて死亡防止方法としては、主として乳幼児及び十八歳から二十五歳までの者が侵され易い病氣に對する豫防方法及び施設が講ぜらるべきである。

乳兒の死亡防止方法は近來比較的よく行はれ、東京市等の大都市に於ては可成り良好な成績を

擧げてゐる。併し農村地方に於てはこの方法施設も尙不充分と見え、日光と新鮮なる空氣とを得易い状況にあるにかゝはらず、東京の如き大都會よりも遙に高率の乳兒死亡を出して居るところが多い。

十七八歳乃至二十五六歳までの者の死亡數は乳幼兒の之に次いで多數となつて居るが、この年齢期の者の死亡は結核に因るものが多い。結核に因る死亡數はその絶對數も亦總死亡に對する比例數も大都市に於て最も多いのであるが、わが國では之に對する豫防施設尙甚だ不十分であるやうに見える。農村地方に於ては天與の恩恵が多い爲都市に於ける程結核の犠牲者があらはれないのであるが、更に人々の努力によつて各地に適した豫防方法を立てたならば、その損害を一層少くし得ると考へられる。結核の如きは丁度心身が發達してこれから働く人となる者の生命を奪ひ去るものであり、この年齢に到る迄に拂はれた人間養成に關する費用と人力とを全く水泡に歸せしむるものであるから、國民全體の上から見ても、農村自體から見ても、許すべからざる強敵である。今後は都市はいふ迄もないが、農村に於ても結核豫防の戦が起さるべきであらう。

三 殺兒の傾向

殺兒は死産とは異なるものであるが、今日尙農村の一部殊に山岳地帯の一部には死産といふ名目の下に殺兒が若干行はれてゐるやうにいはれてゐる。

る。併しこれが如何なる程度に行はれてゐるかは殆んど知ることが出来ない。徳川時代には東北地方又は各地の山間村落等に可成多く殺兒の風習が行はれてゐたといふことであるが、恐らく今日ではその數も殆んど數へるに足らぬ位のものではなからうか。従つて殺兒は徳川時代にあつては農村人口増減の上に大なる關係を持つてゐたであらうと考へられるが、現在では殆んど問題にするに足らぬと思はれる。

以上出生と死亡との兩面に於て人口増減の諸條件を考察したのであるが、この二者間にある差が人口自然増加になる。而して農村に於てこの自然増加による人口を一定の生活水準に於て保ち得るに足る丈の生産が擧げられるならば、これ等の人口はその社會に定着し易くなるが、若しこれ等の生産が擧げられ得ない場合には、これ等の人口は過剰人口となり、これ等は農村外に移動し易くなる。

第三節 農村に於ける人口移動

近代的産業の發達と交通機關の増加に伴つて農村から都市へ移動する人口は可成り多くなつた。これ等の都市移住者は主として營利のため、即ち物的生活慾充實のために移住する者と、婚姻

によつて都市に来る者とかから成り立つてゐる。これ等の都市移住者が何程あるかを精確に知るには、國勢調査の報告全國の部第一卷にある六大都市人口の出生地別表を見ればよい。例へば東京市では市内出生者は總人口一〇〇〇中約四二五、大阪市約三七二となつてをり、残り五割七分又は六割三分程の者は他よりの移住者である。

1 農村の排他性—來住の防止

農村から都會に移住する者は多いが、都會又は他の地方から農村へ來住する者は非常に少い。之れは何故であらうか。元來農村に於ける人間と人間との關係は、極めて感情的要素の強い結合である。村人として相許す者相互間には心置きなき感情の一致があるが、便宜的に村内に住む人々に對しては、心からこれを村人として扱はず、これ等の人間に對しては容易に親しまない。かやうにして村人は從來からの仲間と他から來た者との間に強き差別をつけ、新來の者を兎角別物扱ひとする傾向がある。この意味に於て農村には排他性があるといひ得る。今之を事實に就いて觀るも、昭和五年年度の國勢調査の結果に依れば、各府縣より他府縣へ出た者一〇〇に對し、入

つた者の数は大都市を含むところの東京府では五六四、大阪府では五〇一であるのに、農村の多い地方を含む東北地方、北陸地方では、秋田縣一七、山形縣二〇、青森縣二七、宮城、岩手縣各三三、富山、新潟縣は最も少く、各九、石川縣一八、福井縣一七と云ふ状態である。その他農村の多い地方は何れの縣でも移入人口は移出人口に對して甚だ少い。たゞ宮崎地方は一異例をなし、移出者一〇〇に對して移入者一六五といふ數を示してゐるが、これは北海道と同じく内地移民の特典があるために、他の農村地方と多少趣を異にしてゐるのである。かやうに農村がその人口を外部に移出すること多きに對してこれを移入すること少きは、他にも種々理由のあることながら、一つには農村人自身の結合性質が、新來者に對する排他性を示すからであると考えられる。郡市に於ては人々はその周囲の者に強く融合するといふことなく、相互に何程かの心の隔てを持つてゐる代りに、新來者であるからとて在來の者と強くこれを區別して排斥するといふこともない。これ故に生活上の利益を追求せんとして他に移住せんとするものは、農村に移住すること殆んどなく、常に都市へ、都市へと移り行くものと思はれる。

かやうに農村に於ける人々の結合の性質が、こゝに新來の者を容易に受け入れぬやうになるのであるが、尙又農村に於ける職業の性質が他の者をして農村に移住せしめぬやうになる。農村に

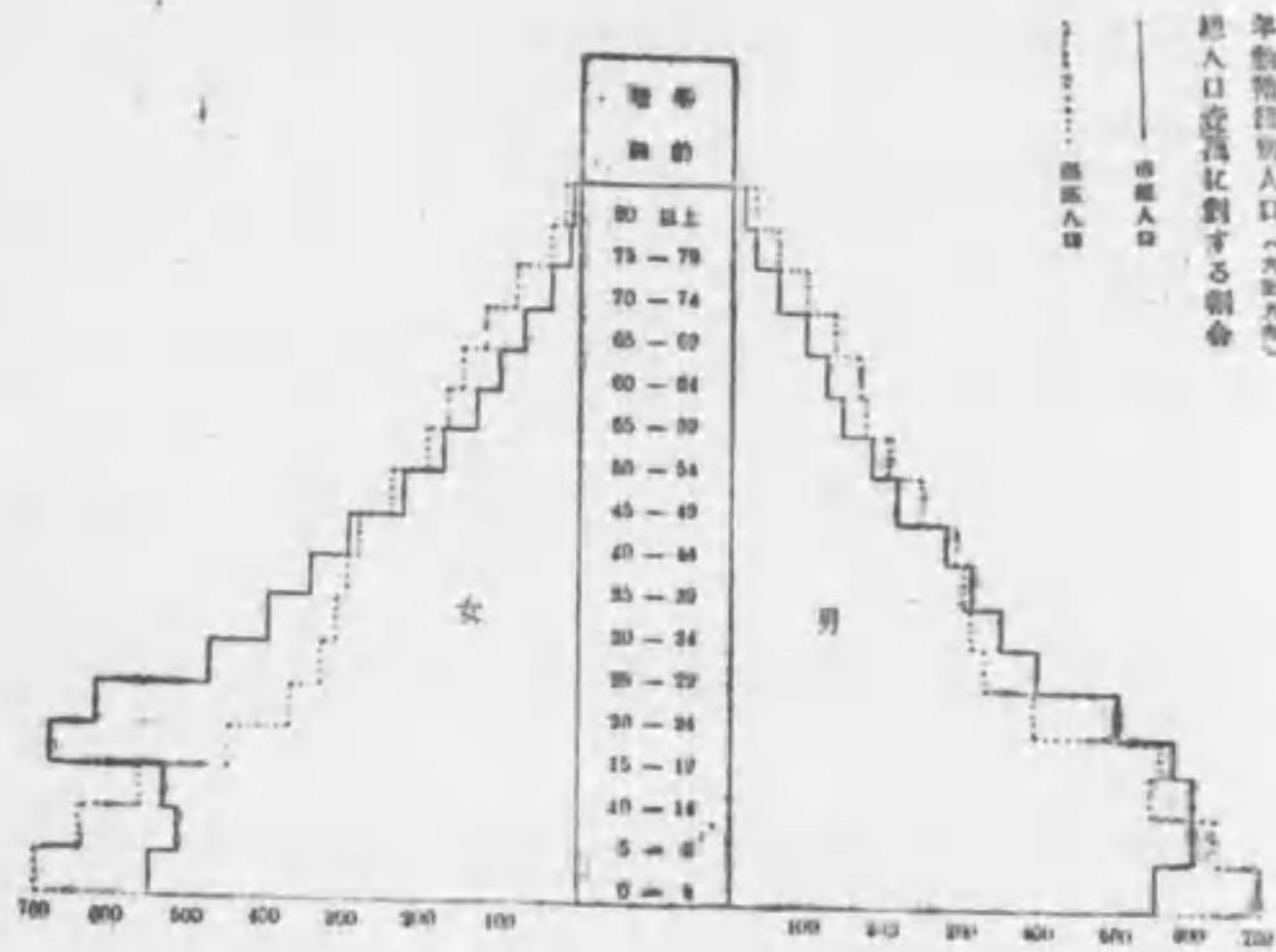
於ては一定の土地を基礎とする所の農業が主たる産業として營まれ、この産業を營むに必要な土地と技能とを持たない者はその内に居ることが許され難くなる。即ち農村の職業は比較的單一化してをり、等質化してゐる。こゝには異質的なる機能を持つた者が定着すべき餘地がない。従つてこゝでは職業は世襲的となり、世襲的なる農業を營む能力なきものは農村から排除され易い。米國の如き職業選擇の比較的容易なるところに於ても、農業者の父の職業は八割乃至九割近くも農業であつたと報告されてゐる (Pitrim Sorokin: Rural Sociology I, P. 208)。私の調査したところによると、種々の職業中、農業、水産業、林業等は世襲の傾向最も強く、約八割六分は父子共に同一業務に従事してゐる。然るに商工業にあつては世襲的なるは六割三分位しかない。かやうに農村は世襲職業を繼承し農業従業者となる者を主たる構成員として成立してゐるが故に、この種の能力なき者、他の種の方面にその生活を開拓せんとする者は、これが農村出身者であつても又は都市出身者であつても、こゝに容れられ難くなる。然るに都市出身の者は多くは農業従業者となる資格を缺いてゐる故、農村に入ることは困難であり、農村出身者にしても土地を得ること出来難き事情にある者、又は農業に不適當なる資格を備へた者は又農村にをり難くなり、これ等の者は所謂過剰人口となり、總て農村から排斥せられて都市へ、都市へと流れ行くものと見える。

2 過剰人口の轉業及往住

農村の過剰人口を如何にすればよいかといふことに對して第一に問題となるのは何が何程過剰であるかといふことである。併しこれは生活水準の問題が決定しなければ解決しないことである。一般的にいふならば生活水準が高まれば農村の所産を以て従來通りの人口を養ひ得ないから、往住が多くなる。

農村の過剰人口が如何程他の職業に轉じて農村を出て行くかといふことは全國的には明瞭でないが、東京市の職業調査の結果によれば、前の職業が農業であつたといふ者が可成り多くあつた。これから見ても農業から他の職業に轉業する者が可なり多くあることが知られる。

さて、離村には二つの場合がある。一つは一時的の出稼であり、他は全然村を出て行く離村である。季節的に或る期間離村する数は可成り多數あるのであるが、それが如何程あるかはこゝに擧げるに足る調査資料がない。次に全然村を去つて行く離村は、各地方の人口自然増加率に基いて計算した人口と、現實にそこに現住する人口との差を見ればこれを明瞭にすることが出来る。大



正九年、十四年、昭和五年の三回の國勢調査の結果は各地の現住人口を示してゐる故、(註) (昭和五年國勢調査 市町村別人口参照) この人口と自然増加率を基礎とした推算人口との差を求めらば、離村人口数は明になる。一般的に見ると、都市から遠ざかるに従つて村の人口は絶對數に於ては増加してゐないのみならず、ある村落では減少してゐる。大正十四年度國勢調査の結果によれば各府縣の人口は全體的には大正九年のそれよりも増加してゐるが、農村の人口はこの五箇年間に餘り増加してをらぬのみならず、時としては減少してゐる地方もある。出生率が大きく、自然増加率に相當の大きさを示してゐる農村人口が五箇年同一状態にあつたり、又は之れが

減じてゐるといふことは、農村人口が外部に向つて流れ出る有力なる證據と見ることが出来るであらう。

3 往住者の性、年齢、體力、智能

往住者が如何なる性の者であるか、殊に如何なる年齢期にあるものであるか、又如何なる能力の者であるかは、農村人口移動を見る上に最も重要視すべきである。この事實を比較的明瞭に知るためには大都市と農村との年齢別人口構成圖を作つて兩者を比較して見ればよい。農村にあつては一〇歳から三〇歳迄の年齢にある者が割合に少く、都會にあつては反對にこの年齢階級が多いのであるから、農村より都市へ同年齢階級の者が移動してゐることが明である。この年齢階級の者は次第によく働き得る年齢にある者である。これ等の者が此年齢に達する迄は農村で養はれ、農村の負擔に於て教育され、これが漸く働き得るやうになると、農村の爲に働かず、都市人として働くのである。之れは結果から見れば、農村が骨を折つて育てたもの、多大の養育費をかけて

大きくした者が、漸く一人立ちが出来る頃になつて、農村から消え失せたのと同じことになる。即ち農村はこの年齢階級の人口を都市に移すことによつて換言すれば自分等が育てた働き盛りの人間を農村から失ふことによつて、それ等の者の養成費に就いて何等の賠償を得ることなしに、これを自分に負擔するといふことになる。言ひ方は少しよくないかも知れぬが、この人口移動によつて農村は食ひ逃げにあつたのと同じことになる。

農村よりの移住者の體力に就いても尙注意すべきことがある。移住者は外部に出て働くに適する體力の持主でなければならず、かゝる體力の持主が農村で養はれたものであることはいふ迄もないが、同じく農村で養はれた者であつても外部で獨立して働くに堪へぬやうな者は外部に移住せず、農村に残る。つまり外部に出る者はよく働き得る體力の持主であり、左様な體力を持たぬ虚弱者は農村に止まつて、農村の負擔によつて養はれることとなつて居る。この事は農村に取つて大なる苦痛でなければならぬ。更に又移住者の智能についても同様のことが言はれ得る。農村に生れた者の智能がよい素質のものであるか否かは別問題として、訓練によつて得られた智能、即ち教育を受けたことによつて得られた智能の大なる者は、多くの場合農村に止まらず、都市に

移住する。この様な智能の持主は農村が之を收容し得る場所を持たぬ爲、其等の者の養成に關しては多大の犠牲を農村自身が拂ひながら、總て之を都市に奪はれてしまふのである。以上述べたやうな年齢、體力、智能の持主を養成することについて農村は大なる負擔を受けながら、之れ等の活動力は都市に奪はれ、そのために農村は多大の不利を受けつゝあるのである。この農村の不利を救ふためには人間養成の費用、少くともその一部たる教育費を國庫負擔にしなくてはならぬと思ふ。

4 農業技術の發達及び農耕地の廣狹と往住

この問題に關しては既に多く論ぜられてゐるところであり、農業技術の機械化及び耕作地の餘地なきことは次第に農村人を都市へ送ると言はれてゐるが、しかし尙次のやうなことが考へられる。即ち農村に於ける技術的の進歩が耕地に關係しない業務を發達せしめ得るならば農村より都市への往住をある程度迄防ぐことが出来ると思ふ。

5 相續制度と往住

農業の世襲的傾向は第一に耕地の所有權と關係がある。わが國では長男が農村に止り二三男が多く出村するやうになつてゐる。これは家産の相續權が長男にあるからである。

多くの場合親は保守的であつて、長男に親の職業を繼がしめこれと同居してその生活の安定を求めんとし、長男が移住を希望してもこれを容易に出村せしめず、又長男が農業を好まないとしても容易にその轉業を許さない。従つて長男は耕地所有權を得てこれを利用してこゝに定着し、二男三男は耕すべき耕地を得にくい故、外に出なくてはならぬやうに運命づけられてゐる。尙又たとへ土地を持たぬ場合でも、長男は慣習上親を養ふ義務を負ふ故に、多くの場合親と同居し、親と同一の業務にたづさはる。然るに二三男はこのやうな義務を負はない代り、何も相續すべきものがない故、離村し易くなる。この場合離村すべく運命づけられた二三男に對しては、出来る丈獨立生活が出来るやうに資格づけることが要求せられ易くなり、そのために農村は村に定着せ

ぬ者に對して少くとも長男に對すると同様の、或は多くの場合それ以上の人間養成費を負担することとなる。

6 農村の都市化と往住

農村に都會文明を輸入する第一のものは新聞及びラヂオである。新聞の普及は戦争又は大事件のある毎に飛躍的に擴大し、一度擴張された後は比較的縮小されることはない。戦争は正に新聞普及と劃期時代の觀がある。然るにこの新聞の農村への普及は都市を中心とした多くの記事を通じて都市文化を農村へ浸潤させ、農村の生活形式を都市化せしめ易い。農村に都市生活の形式を輸入するものは新聞の外にラヂオ、キネマ、雑誌、都市に遊學する男女學生、旅行者等その種類甚だ多いが、しかし従來の事實に徴すると、農村都市化の効果の最大なるは新聞であると思はれる。かくのごとき都市化の結果は農村の共同社會的精神を次第にゆるめ、農民は營利本位にのみ動き易くなり、農村人相互の對人的の愛着心は失はれ易くなり、土地に對する執着心は薄くなり、遂には耕地を捨て、都市に出る者も次第に多くなるやうになる。

7 往住の段階

農村から都市へ移動して行く段階については、歐洲に於てはまづ第一は都市の周圍にある比較的短距離の村から都市へ移住が起り、この移住によつてこれ等の村に空席が生ずると、更にその村に向つて次ぎの距離にある村から移住が起るといふ風に、各段階的に人口移動が生じて、漸次都市集中の傾向が高まると言はれてゐる。この都市を中心として周圍の農村から人々が移動して行く過程は、一都市の居住者を出生地別に調査し更にその附近の居住者を出生別に調査してみれば比較的明瞭に知り得るであらう。大正九年の國勢調査の結果によれば東京市への移住人口は千葉、埼玉等の近縣の者が多かつたが、埼玉縣へは東京府を除いて群馬、長野、新潟等の諸縣よりの移住が多く、群馬縣へは新潟、栃木、埼玉等の諸縣よりの移住が多くなつてゐた。このやうな人口移動過程は交通機關の發達につれて一層頻繁に行はれるであらう。而して長距離交通機關が發達すれば、右に述べた如き段階的移住はこの交通機關に左右せられ、その段階が少くなるであら

うと思はれる。

出生地別人口 (大正九年國勢調査)	
東京市	埼玉縣
總數 自府縣 他府縣 植民地 關東州、外國、其他	東京府 群馬縣 新潟縣 長野縣 野田縣
二、一七三、二〇一 一、〇一〇、三九一 一、一五二、二一七 四、八一三 五、七八〇	一、三一九、五三三 一、二一五、〇七九 一〇四、一一五 二二二 一〇七
千葉縣 埼玉縣 新潟縣 茨城縣 神奈川縣 栃木縣 長野縣 群馬縣 (以下略)	東京府 群馬縣 新潟縣 長野縣 野田縣
一、二七、八四二 一一五、八〇七 九六、一三四 七七、七一四 六三、九四四 五八、一二三 四九、四四〇 四六、二〇三	二六、五三四 一七、三七〇 九、五一五 六、一〇三

第四節 農村人口構成

1 性別、年齢別、有配無配別人口

都市と農村との人口構成の状態を見るには、兩者の性別、年齢別、配偶別人口構成圖を作つて相互に比較すれば、兩者の相違點を明にすることが出来る。次の表及び圖竝に前に掲げた圖によつて知られる如く農村にあつては老人と子供が比較的多く、働き盛りの年齢にある者は比較的少い。これに反して大都市に於てはその地に生れた者よりも、青年期に移住して來た者が多いのであつて、人口構成圖の上に現れるところは十四五歳、即ち小學校卒業後位の年齢の者より漸次増加して三十五、六歳までの者が多くなつてゐる。農村人口が斯の如き構成をもつてゐることは、老人及び年少者扶養に關する負擔の大なることを示すものであり、同時に活潑なる活動力を持つ者の少なき事を告げ、農村生活向上の上に大なる暗礁あることを知らせるものである。

人口年齡階級別 (大正十四年國勢調查)

全國郡部

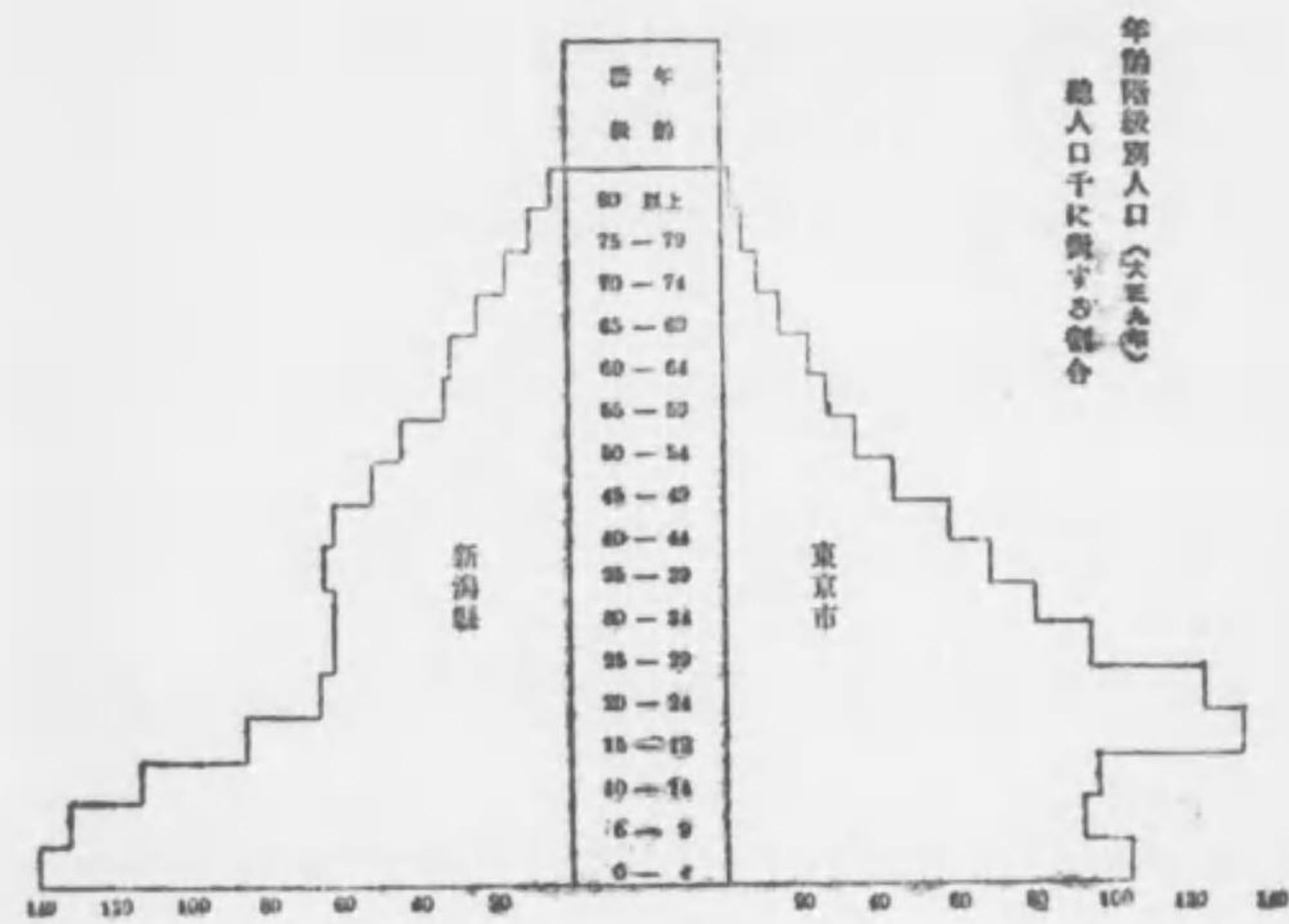
	男		女	
	實數	比率	實數	比率
總數	23,327,396	100.0	23,512,576	100.0
0—4	3,381,298	14.5	3,340,896	14.2
5—9	2,891,985	12.4	2,865,729	12.1
10—14	2,727,557	11.7	2,661,978	11.3
15—19	2,093,257	9.0	2,109,958	9.0
20—24	1,775,528	7.6	1,816,926	7.7
25—29	1,626,583	7.0	1,599,026	6.8
30—34	1,424,648	6.1	1,376,617	5.9
35—39	1,340,484	5.7	1,309,140	5.6
40—44	1,255,194	5.4	1,264,192	5.4
45—49	1,218,244	5.2	1,217,720	5.2
50—54	988,830	4.2	1,002,100	4.3
55—59	807,999	3.5	829,361	3.5
60—64	636,742	2.7	682,554	2.9
65—69	519,133	2.2	587,059	2.5
70—74	355,246	1.5	440,423	1.9
75—79	192,354	0.9	267,715	1.1
80—84	72,410	0.3	119,835	0.5
85—89	16,377	0.1	32,466	0.1
90以上	3,527	0.0	8,881	0.0

人口年齡階級別 (大正十四年國勢調查)

全國市部

	男		女	
	實數	比率	實數	比率
總數	6,685,713	100.0	6,211,137	100.0
0—4	779,181	11.7	763,208	12.3
5—9	599,186	9.0	587,532	9.5
10—14	683,434	10.2	662,061	10.7
15—19	895,113	13.4	786,949	12.7
20—24	799,271	12.0	668,802	10.8
25—29	629,919	9.4	537,943	8.7
30—34	495,529	7.4	419,293	6.8
35—39	428,054	6.4	371,699	6.0
40—44	369,030	5.5	333,349	5.4
45—49	321,244	4.8	297,941	4.8
50—54	235,001	3.5	224,972	3.6
55—59	173,231	2.6	180,221	2.8
60—64	117,258	1.8	131,787	2.1
65—69	82,342	1.2	105,806	1.6
70—74	48,309	0.7	75,202	1.2
75—79	21,278	0.3	41,667	0.6
80—84	6,686	0.1	16,903	0.3
85—89	1,208	0.0	4,187	0.1
90以上	434	0.0	1,615	0.0

職業別本業者一萬に對する割合(大正九年國勢調査)	全 國		青 森 縣		岩 手 縣		宮 城 縣		秋 田 縣		山 形 縣		福 島 縣		埼 玉 縣		千 葉 縣		東 京 府		新 潟 縣		靜 岡 縣		大 阪 府		福 岡 縣		鹿 兒 島 縣		其 他 略	
	農 業	水 産 業	鐵 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	其 他 有 業 者	家 用 事 用 人	無 職 業	農 業	水 産 業	鐵 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	其 他 有 業 者	家 用 事 用 人	無 職 業	農 業	水 産 業	鐵 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	其 他 有 業 者	家 用 事 用 人	無 職 業		
	51.60	2.04	1.55	1.96	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	51.60	2.04	1.55	1.96	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	70.73	2.35	2.6	1.65	5.71	2.33	5.51	3	26.5	6.38	1.12	3.36	1.84	2.5	2.33	5.90	4.72	1.0	19.3	6.38	70.73	2.35	2.6	1.65	5.71	2.33	5.51	3	26.5			
	73.68	1.15	1.68	1.94	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	73.68	1.15	1.68	1.94	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	74.12	3.8	2.5	1.80	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	74.12	3.8	2.5	1.80	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	76.72	2.55	3.8	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	76.72	2.55	3.8	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	77.32	1.25	3.7	1.55	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	77.32	1.25	3.7	1.55	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	10.33	3.3	1.1	3.90	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	10.33	3.3	1.1	3.90	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	6.47	2.55	8.3	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	6.47	2.55	8.3	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	5.67	2.55	8.3	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	5.67	2.55	8.3	1.79	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	1.41	3.8	2.5	1.80	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	1.41	3.8	2.5	1.80	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	3.68	1.15	1.68	1.94	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5	6.19	7.24	6.14	2.85	2.31	5.50	4.41	2	17.6	27.5	3.68	1.15	1.68	1.94	11.64	3.79	5.27	1.93	7	27.5		
	70.73	2.35	2.6	1.65	5.71	2.33	5.51	3	26.5	6.38	1.12	3.36	1.84	2.5	2.33	5.90	4.72	1.0	19.3	6.38	70.73	2.35	2.6	1.65	5.71	2.33	5.51	3	26.5			



2 職 業 別 人 口

一 職 業 別 人 口

職業別人口については第一回國勢調査の報告に詳細なる記録が出てゐる。それを詳しく述べることは、ここでは許されないが、大體に於てわが國農業人口は總人口の五割以上を占めてゐる。わが國の本業有業者一〇〇〇人の中五六一人は農業者である。これを更に地方的に見ればその割合は次表の如くなつてゐる。

二 經營の大小並に類による農業戸數

昭和五年度に於けるわが國の總戸數は千二百十六萬六千戸にて、その内農業戸數は五百五十九萬九千七百戸に達し、總戸數の四割六分を占めてゐる。

年次	總戸數と農業戸數		總戸數に對する農業戸數の割合
	總戸數	農業戸數	
明治四十三年	九、一二一、一五六	五、四九七、九一八	六・〇三
大正三年	九、六九三、〇二六	五、五三九、二二六	五・七一
昭和十四年	一〇、四四二、一九三	五、五六六、四〇一	五・三三
昭和十五年	一一、二五二、三六二	五、五四八、五九九	四・九三
昭和十六年	一一、四一〇、〇九八	五、五五五、一五九	四・八七
昭和十七年	一一、五六一、七三一	五、五六一、六〇八	四・八一
昭和十八年	一一、八〇〇、八九六	五、五七五、八八一	四・七二
昭和十九年	一一、九七七、六二六	五、五七五、五八三	四・六五
昭和二十年	一二、一六五、七三七	五、五九九、六七〇	四・六〇

(本邦農業要覽)

更に農業戸數を專業及兼業別に分てば、昭和五年度に於ては專業農家七割二分二厘、兼業農家二割七分八厘に當つてゐる。即ち次の如くである。

年次	專業兼業別農家戸數			總戸數に對する割合
	專業農家	兼業農家	合計	
明治四十三年	三、六九四、九七〇	一、七二一、九六七	五、四一六、九三七	六・八二
大正三年	三、八一、二一七	一、七二八、〇〇九	五、五三九、二二六	六・八八
昭和十四年	三、九一六、四一六	一、六四九、九八五	五、五六六、四〇一	七・〇三
昭和十五年	三、八八〇、二八四	一、六六八、三一五	五、五四八、五九九	六・九九
昭和十六年	三、九〇〇、五八四	一、六五四、五七三	五、五五五、一五七	七・〇二
昭和十七年	三、九二一、四三六	一、六四〇、一七二	五、五六一、六〇八	七・〇五
昭和十八年	三、九五二、二四九	一、六二三、六三二	五、五七五、八八一	七・〇九
昭和十九年	三、九九〇、一三五	一、五八五、四四八	五、五七五、五八三	七・一六
昭和二十年	四、〇四一、六八二	一、五五七、九八八	五、五九九、六七〇	七・二二

(本邦農業要覽)

經營の大小といふ點から見れば、經營の規模は小さいと言ひ得る。

年	耕地耕作面積の廣狭に依り區別したる農家戸數 (總農家戸數に對する割合)				
	五反未滿	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上
明治四十三年	三・七五	三・三〇	一・九三	〇・六〇	〇・二九
大正三年	三・六六	三・三四	一・九九	〇・六一	〇・二七
大正八年	三・五七	三・三一	二・〇五	〇・六二	〇・二八
昭和十四年	三・五二	三・三八	二・一四	〇・五八	〇・二五
昭和十五年	三・五一	三・三九	二・一四	〇・五八	〇・二五
昭和十六年	三・五〇	三・四一	二・一五	〇・五八	〇・二五
昭和十七年	三・四九	三・四〇	二・一七	〇・五八	〇・二四
昭和十八年	三・四八	三・三一	二・一九	〇・五七	〇・二三
昭和十九年	三・四六	三・四二	二・一九	〇・五七	〇・二三

(本邦農業要覽)

又昭和五年末に於ける耕地所有者數は五百六萬四千九百戸にして、五反步未滿を所有せるものは全體の約五割、五反以上二割五分、一町以上一割八分、三町以上十町未滿のものは六分七厘、十町以上は一分である。

これを自作、小作、自作兼小作に分てば、昭和五年に於て自作戸數は全農家の三割一分一厘、

小作は二割六分五厘、自作兼小作は四割二分三厘といふ數字になつてゐる。

3 定住、來住別人口

農村は前に述べたごとく人々の結合の性質上及び農業を主たる産業とする關係上、外來者を排斥し非農業者を排除する。従つてこゝには他よりの移住者少く、こゝにゐる者は主として自町村生れのものである。即ち農村人口は主として定住人口である。かくの如く農村に定住者の多いことは農村の特徴の一つの現はれである。この事に農村人相互の人格的關係を助長するには大なる効果があるが、同時にこれは農村生活を固定化し、こゝに新たなる創造を惹起せしむる上に何程かの障害をもたらしものである。

府縣	府縣別定住者 (人口千ニ付) (大正九年國勢調査)			
	各府縣現在者中 自府縣出生	各府縣現在者中 自府縣現在	各府縣現在者中 自府縣現在	各府縣現在者中 自府縣現在
北海道	五二九	九四四	三四六	七六〇
青森縣	九四九	八三六	七〇七	七一〇
岩手縣		九五二	八六七	
宮城縣		九二八	八〇八	

愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川縣	東京府	千葉縣	埼玉縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣
八八七	九三八	九三四	九一二	九四九	九五三	九四九	九六七	九七八	七一〇	五三〇	九三一	九二一	八七五	八九二	九二一	九一二	九七〇	九六七
八九三	八九四	八一三	九〇六	八三〇	七七二	七七二	八〇〇	八五一	八六四	八二三	八一九	八六〇	八三二	八四六	八六三	八六三	八三三	八三三
六一九	六七八	六八九	六四六	七一三	七三三	七四五	七三三	五二七	四〇九	七〇五	六八九	六七二	六六五	六七三	六六二	七四三	七三一	七三一
長崎縣	佐賀縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	徳島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥根縣	鳥取縣	和歌山縣	奈良縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣
八四三	九一四	七七三	九六一	九五六	九五五	九六八	九〇四	九〇九	九二〇	九五五	九二五	九四一	九一五	八〇〇	六〇〇	七五九	九三四	九四六
九〇九	八一九	九一九	八七九	八二七	七六三	七八八	八六八	八三二	八六四	八六七	八四四	八三九	七六八	八六四	八八三	八五二	七六一	八九三
六五二	六七三	四九八	七三一	七〇八	七一八	七四一	六五六	六五六	六四七	七〇二	六九四	七一六	七一三	五七四	四四四	五九三	七四九	七二九

熊本縣	大分縣	宮崎縣
九四二	九三五	八八一
八六七	八四一	九二四
七一二	六九九	七一九
鹿兒島縣	沖繩縣	
九六七	九八四	
九〇九	九八三	
八一五	八五一	

4 體力の強弱別人口

都市と農村に於ける住民の體力の強弱を知るには徴兵検査の結果を比較することが最もよいと思はれる。しかし陸軍省の調査は、その單位が各聯隊區別となつて報告されてゐるのでいまのところ壯丁の體格を都市と農村とに分けて見ることが出来ない。しかし陸軍の調査には體格等位と職業との關係について報告したものがあつた。いま大正十年度約五十一萬九千人の壯丁について調査せられたところによると、その結果は次の如くなつてゐる。

職業と體格等位との關係 (比例數は同業者検査人員に對する千分比)		甲種		第一乙種		第二乙種		丙種		丁種		戊種		計	
農	業	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(1.1)	(1.1)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六	九三六

査が出来てをらぬ。私は先年國勢調査の際、せめて東京市だけでもこの調査を行つてもらひたいと市の統計課の人々に交渉したが實現しなかつた。

一般に農村には教育程度の高い者は多くゐないであらうと推定せられてゐる。教育程度の最も低い者が農村にゐるとは言はれないが、これの低い者が比較的少いであらうといふことは言はれ得る。即ち農村には教育程度の大體に於て似たやうな者が多いのではないかと考へられる。これに反して都市に於ては教育程度の高い者も多くあるが、しかし又農村の人々よりも遙に教育程度の低い者も相當にゐるやうである。従つて都市人の教育程度には可なり大なる差があることを認めなくてはならぬ。即ち都市人の教育程度の幅は非常に廣いのであると思はれる。然らば何故に農村の住民に教育程度の高いものが少いか。これが第一は前に述べた如く、高い程度の教育を受けた者も、その知能を農村に於て用ゆる機會が少いから、これ等が離村してしまふからであり、又第二には高い教育を受ける機會即ち設備が農村に少く都市に多いが故である。

農村には高い程度の教育を受けた者は今まで必要ないやうに考へられてゐたが、この知能の持主の少いといふことは農村生活向上には一つの缺陷であると思はれる。

このほか宗教的情操に依る農村人口といふ問題も農村人口問題を取扱ふ上に重大なことである。

殊にわが國の農村に於ては各種の宗教、宗派が多く散在して、住民の信仰生活を支配してゐるのであり、これはわが國農村にとつて可なり重要な問題であるが、未だこれが如何様になつてゐるかに關する調査が全く行はれてゐないから、こゝにはこの問題に觸れることが出来ない。

第五節 二三男の保護

1 出生順位と農業經營

農民に絶對必要なる耕地に餘りなく、農村人口の次第に増加しつゝある今日の状態にあつては農村の二三男はその農村にて自己を生かす道が少く、農村に安住の地を求むることが容易でないと思はれる。

出生順位と農業經營の適否とに特別な關係はないと思ふ。たゞ舊幕時代からの慣習に依つて長男は家業を繼ぐやうに因習づけられてをり、又相續人と推定せられた者は二三男より父の業を手傳ふことが長い關係上、父の業に親み易くなつてをり、何程か多くの練習を重ねてゐるといふに過ぎない。

2 農村に於て二三男に 與へられ得べき業務

農村に於て最も多く與へられる業務といへばまづ農業である。しかるに農村は一定の土地を必要とするから、この土地に餘猶がなければ新規に農家を増やすことが出来ない。これ故に農村に於て耕地と關係のない仕事が発達しない限り農村に二三男を止め置くことは困難となる。今迄の所農村に於ては農村以外に耕地を必要としない他の種の業務が殆んど起きてをらない。これ故に仕事を求むる二三男は勢ひ他郷へ轉ずるより外に道がなかつたのである。然らば將來はどうであらうか、將來とても農村に一般的に左様な仕事が生起るであらうとは豫想され得ない。然らばこれ等二三男は農村以外に於て生活の路を開拓しなければならぬ。この場合農村附近の都市がこれ等二三男に一定の仕事と與へ得るならば、二三男の將來は比較的安定し易いであらう。然るに都市は好況時代には比較的多くの人々を吸収し得るが、一旦不況になると前に吸収した者も外に吐出すやうになる。従つて不況時代にはこれ等二三男は全くその行くべき場所を鎖されてしまふやうになる。この場合になつて農村人口の過剩を恨んで見ても少し手遅れの感がある。

わが國農村の過剩人口を國內に收容しきれないならば、これを國外に進出せしめて彼等の生活を開拓せしむるより致方ないであらう。しかしこの場合に於てもわが國の周圍が人口密度の高い國々であり、且つこれ等の國々に於ては生活水準を世界の他の國々より低下しなければその密集人口を養ひ得られないといふのであるならば、それ等の地方にわが國民を進出せしむべき餘地ないと考へられる。然るに幸にも太平洋沿岸には甚だ人口稀薄なる廣大なる地域がある。太平洋沿岸の一方に人口密度の大なる國があつて、それ等の人々の生活の途を見出すために苦しんでゐるのに、他の一方には人口密度の甚だ小なる國があつて而も他國民の移入を排除してゐるとしたならば、これは正しいことと言へるであらうか。永久に互つての太平洋の平和を保つ意味からいふても、相互に相手方の宗主権を阻害し、又は支配権を侵さざる限り、相互の國民に等しき生活の機會を與へることは必要なことではあるまいか。わが日本はかやうな主張をもつてわが國の善良なる農民の移住問題を解決すべきではなからうか。而もこのやうな解決方法は早晩わが國が取らざるを得ないやうになつてゐるのではなからうか。

3 二三男の希望職業とその充足方法

農村の二三男問題を太平洋移民問題に結びつけて解決することは、この問題解決の上に可なり有効な方法と考へられるのであるが、しかしこの事は他國に關係あること故早速の間に合はぬ。それ故に差當りの解決方法となるべきものについても考へなくてはならぬ。差當りの解決方法としては十分有効とは思はれないが、二三男の希望職業に應ずる方法として、職業教育、職業指導、求人開拓等の方法がある。さて長男は親の職業を繼ぐものとせられてゐるのであるから、これ等にはこれに應ずる職業教育及び指導を與へなくてはならぬが、二三男に對してはこれ等の者が將來獨立して仕事に従事し得るやうに特別の職業教育及び技術教育を施さねばならぬ。これ等の者の素質を尊重しながら、今後共比較的多くの人々が従事し得るやうな方面の職業教育を施し、且つこれ等の人々の向き得る方面は何れの方面に最も多くあるかを指示してやらねばならぬ。

東京府職業紹介所長豊原氏の話によれば「求職者は多く職業を求むるに當つて、常に本人の實力よりも少し高い所を狙ふやうである。これは是非適當な方法で本人の能力に應じたところま

で低めるやうにしなければならぬ。それには小學校、補習學校、青年訓練所等の教員、指導員等が本人の實力に應じ、本人に適當な仕事は何れの方面にあるかを指導することが必要であると思ふ。尙本人の希望職業が本人の能力資格と比較してみてどうか、その希望職業が生活上に差支へなきか、その將來はどうか、失業することはないか等について指導者が注意して指導しなければならぬと思ふ。云々」とあつた。二三男に對しては職業指導の任に當る者が本人の將來を誤らぬやう、又出来る丈無駄のないやうこれを導くことに注意せねばならぬ。この意味に於て農村に適切なる指導員を必要とする。

求人開拓といふことは從來あまり行はれてゐなかつたが、特に農村には左様な世話をする者がなかつたが、現在のやうな状態にあつては是非行はねばならぬことである。このことは可なり困難なことであるが、職業を求めんとする二三男を登録せしめ、それ等の者を吸収し易き都市又は工場地帯等に職業紹介機關を置き、これ等の機關と、地方の登録所とを絶えず聯絡せしめ、この職業紹介機關をして求人の有無を絶えず探らしめるやうにするのである。

(終り)

終